

介護保険課からのお知らせ



認定申請の際の注意点

三木市介護保険【要介護・要支援】認定申請書

三木市長 様

介護保険法の規定に基づき、次のとおり申請します。

新規 更新 要介護・要支援状態区分変更
新規（要支援者の要介護への区分変更） 転入
 申請年月日 年 月 日

申請区分・申請日の記入もレ原則、申請日の当日しか受付できません。（土日祝日等で市役所が閉庁日を除く）

被 保 険 者	介護保険被保険者番号					個人番号					
	医療保険被保険者証	保険者名					保険者番号				
		被保険者証	記号			番号			枝番		
	フリガナ					生年月日	年 月 日				
	氏名					性別	男・女				
	住所（住民登録地）	〒				電話番号					
	訪問調査先（上記と異なる場合）	〒				電話番号			□入院(所) 中		
	訪問調査について	立会希望（有・無） 氏名（ ） 続柄（ ） 最関連絡先（電話番号）									
	現在の要介護状態区分等	更新・変更時のみ記入	要介護状態区分		要介護（ 1 2 3 4 5 ）					要支援（ 1 2 ）	
		転入時のみ記入	有効期間		年 月 日から		年 月 日				
変更申請の理由※（変更時のみ記入）	転出元市町村名（ ） 受給資格証明書（有・無）										
連絡事項（事前に伝えたい事等）											

医療情報の記載方法にバラつきあり（例）

1号でも記入必要
2号は記入+保険証のコピー添付

医療保険	保険者名	兵庫県後期高齢者医療広域連合			保険者番号	3 9 2 8 2 1 5 7				
	被保険者証	記号			番号	12345678	枝番			
医療保険	保険者名	三木市			保険者番号	280164				
	被保険者証	記号			番号	1234567	枝番		02	

提出代行者 申請代理人 名称・氏名	該当に○（居宅介護支援事業者・特養・老健・療養型・医療院・家族・地域包括支援センター・その他） 担当者氏名（ ）
住所又は所在地	〒 電話番号

変更の場合は、変更理由を必ず記入すること。新規や更新の場合は、状況やサービスの利用有無を記入してください。

※主治医の氏名が不明（名字しか分からない等）な場合は、同様に「診療科」を記入してください。

主治医	主治医氏名	医療機関名	（最終受診年月日 年 月 日）
	所在地	〒 電話番号	

主治医意見書の提出が遅れると、認定結果が遅延することがあります。受診および問診票の提出を促してください。また、介護保険の申請をしたこと、市から意見書が送られてることを伝えてください。

第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入 ※医療保険者証のコピーを添付してください。

特定疾病名	
-------	--

・上記提出代行者・申請代理人に申請行為を委任します。

・介護サービス等計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、三木市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を作成した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

被保険者氏名 _____（代筆者氏名）

受付印

署名もレがないか再度確認

確認欄	備考	担当
	被保険者証【回収・紛失】 結果通知先【自宅・包括・提出代行者・その他（ ）】	

三木市居宅サービス等計画作成依頼（変更）届出書

居宅サービス等計画作成依頼届の注意点

<input type="checkbox"/> 居宅サービス計画	<input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画	<input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント依頼	区分 新規・変更
-----------------------------------	-------------------------------------	---	-------------

記入モレがないか再度確認。

※ 暫定ケアプランの取扱いについては **サービス利用前** に、居宅計画届等を必ず提出していただくことが前提。

※ **月を跨いで遡りの受付は不可。**

被保険者氏名 フリガナ	被保険者番号
	個人番号
	生年月日 年 月 日

居宅サービス等計画の作成を依頼（変更）する支援事業者		
事業所名	所在地	〒 電話番号
事業所番号		

事業所を変更する場合の理由等（※変更する場合のみ記入してください。）

変更年月日
(年 月 日付)

(変更)
契約日もしくはサービス開始日

【根拠法令等】
介護保険法第46条第4項

<p>小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 同一月の居宅サービス等の利用あり（利用したサービス：)</p> <p><input type="checkbox"/> 同一月の居宅サービス等の利用なし</p>	<p>※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。）及び地域密着型サービス（変更対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護（仮称利用型）に限る。）の利用の有無を記入してください。</p>
---	---

三木市長 様

上記の支援事業者に居宅サービス等計画の作成を依頼することを届け出ます。また、居宅サービス等の提供を適切に行うため、居宅サービス等計画の内容を主治医、サービス提供事業者等に対して、情報提供することに同意します。

年 月 日

(新規)
契約日もしくはサービス開始日

被保険者（本人） 住 所 〒

被保険者氏名

電話番号

- (注意) 1 この届出書は、郵送申請時、若しくは、居宅サービス等計画の作成を依頼する支援事業者が快みり次第遅くか三木市へ提出してください。
- 2 支援事業者を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず三木市へ届け出てください。届出のない場合は、介護保険居宅サービス等に係る費用の金額を立て替えていただくことがあります。

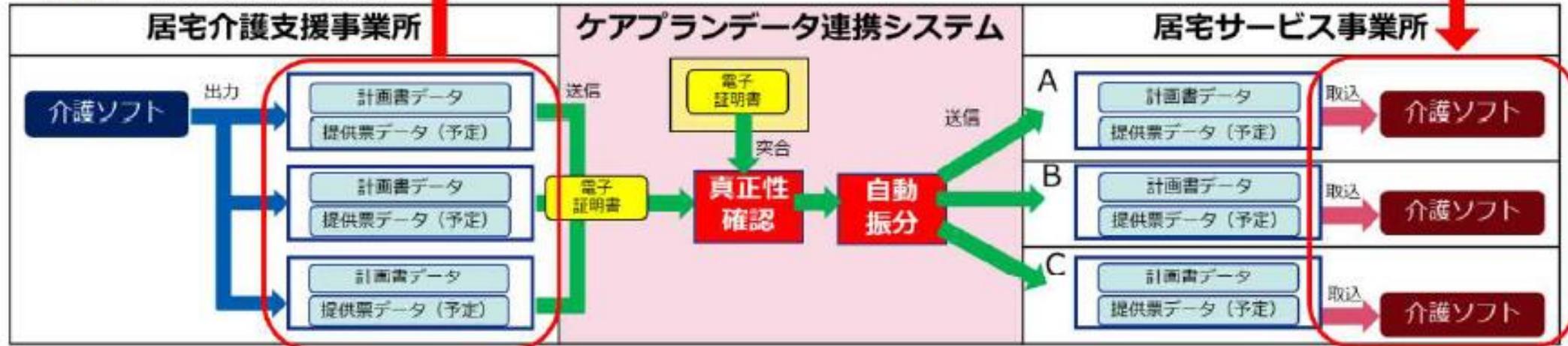
確認事項	備考	額前	受付印
	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 被保険者証（回収・紛失） 交付方法（窓口・郵送・その他） 交付者（事業者・被保険者・その他） 返却日 年 月 日		

ケアプランデータ連携システムについて

令和5年12月6日開催「地方公共団体によるケアプランデータ連携システム活用セミナー」厚生労働省資料

これまで主に毎月FAXでやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（提供票）を、クラウド上で安全に電子データのやり取りをするシステムです。**本年4月20日、国民健康保険中央会にて本格稼働！**

【計画・予定情報の流れ】



※実績情報は逆の流れ（居宅サービス事業所→居宅介護支援事業所）となり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による **事務費等の削減**
- データ自動反映による従業者の「**手間**」の削減・効率化
- 作業にかかる「**時間**」の削減
- 従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- 従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- 事業所の「**カバランス**」、「**マネジメント**」の向上



イメージキャラクター
ケアプー



ヘルプデスクサポートサイト

人件費	¥95,218
印刷費	¥792
通信費	¥1,026
郵送料	¥2,220
交通費	¥2,140
介護ソフト利用費	¥31,417

利用前	¥38,395
利用後	¥34,211
削減効果	¥4,184/月
	(¥50,208/年)

印刷	13.1%
電子	4.5%
事業所全体の提供票共有業務時間	52.4時間/月
事業所全体の業務時間	401時間/月
毎月34.3時間分の業務を他の業務に転嫁可能!	(411.6時間/年 相当) -1ヶ月分以上の業務時間に相当

介護現場のハラスメント 対策について



(1)令和3年度介護報酬改定（適切なハラスメント対策の実施）

留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることが望ましい、とされた。

（介護報酬改定に関する留意事項通知から関係部分抜粋）

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② 被害者への配慮のための取組
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③ 被害防止のための取組
（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）



（国）マニュアルと研修の手引きの改訂（令和3年度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

2

2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

訪問看護師、訪問介護員がサービス提供をする際に、利用者やその家族から暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで利用者及びその家族の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助します。

※対象ケースがあれば三木市介護保険課まで問合せください。

補助対象となる暴力行為の例

迷惑行為	じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、盗撮行為
暴言	訪問者等への悪口、侮辱
過大なクレーム	威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム
ストーカー行為	事業所等への押しかけ、頻繁な電話、メール等
セクシュアルハラスメント	ボディタッチ、わいせつ発言等
脅迫	殴る、暴力性
暴力行為	素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等
器物破損行為	故意に訪問者の物を壊す、汚す等

補助単価

※負担割合…市町1/3 県1/3 事業者1/3

区分			補助単価
訪問看護 (介護予防 を含む)	看護師等による 複数名訪問	30分未満	2,540円/回
		30分以上	4,020円/回
	看護師等と看護補助者による 複数名訪問	30分未満	2,010円/回
		30分以上	3,170円/回
訪問介護 (介護予防 を除く)	訪問介護員による 複数名訪問	20分未満	1,670円/回
		20～30分未満	2,500円/回
		30分以上	3,960円/回

▶ 例

看護師等による複数名訪問 30分未満 1回



1,690円が事業所へ補助(10円未満切り捨ての場合)

(2,540円×2/3≒1,690円)

補助金申請の流れ

申請手続きには3つのSTEPがあります。

STEP① 事前協議(利用者の状況確認)



STEP② 交付申請



STEP③ 実績報告

※随時、現況報告書の提出により利用者の状況確認を行います。

該当があれば市介護保険課までご相談ください

兵庫県からのお知らせ



①介護支援専門員について～手数料改定～

お知らせ

- 1 改定年月日**
令和6年4月1日
- 2 改定後手数料**
2,100円（現行1,800円）
- 3 改定の対象となる手続き**
証交付を伴うすべての手続き →

手続き区分	内容
新規登録・新規交付 （電子申請）	実務研修を修了された方が、介護支援専門員の登録及び証交付の申請をする場合の手続き。
交付申請 （様式第1号の2）	登録のみ行った方や再研修を修了した方が、新たに介護支援専門員証の交付を申請する場合の手続き。
書換交付 （様式第3号）	氏名が変更となった場合の手続き。
再交付 （様式第6号）	介護支援専門員証を紛失した場合等の再発行の手続き。
有効期間の更新 （様式第7号）	介護支援専門員証の有効期間を更新する場合の手続き。
他都道府県から転入 （様式第2号）	県内の事業所に勤務している、又は勤務しようとしている方が、県外の都道府県から本県に登録を移す場合の手続き。

②研修案内

認知症介護基礎研修

令和3年度介護報酬改定で介護サービス事業者に、医療・福祉関係の資格を有さないについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることが義務付けられました。

(既存の職員は3年間(令和5年3月まで)の経過措置、新たに採用した職員は採用後1年の猶予期間が設けられています。)

兵庫県(神戸市を除く)での受講方法

集合型研修とeラーニング(オンライン)研修の2種類を行っています。

(神戸市内の事業所は、別途神戸市開催の研修をご受講ください。)
各研修は下記ホームページからお申し込みください。

集合型

神戸リハビリテーション衛生専門学校

<https://www.sumire-academy.ac.jp/kobe-reha/>

姫路福祉保育専門学校

<https://www.himefuku.ac.jp/lecture>

eラーニング(オンライン)

認知症介護研究・研修仙台センター

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>



兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html>

認知症対応型サービス事業開設者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の**代表者**に受講が**義務**づけられています。

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の**管理者**及び**就任予定者**に対して実施しています。

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の**計画作成担当者**に受講が**義務**づけられています。

研修実施機関

兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=9>

上記の3つの研修は、市から推薦書が必要ですので、申込時に必要書類と推薦書交付依頼書を、**市介護保険課**に提出してください。

③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターの取組

取組内容

介護施設からの相談対応

介護ロボットの展示、試用貸出

介護ロボット開発企業からの相談対応

生産性向上推進フェアの開催

介護ロボット導入支援研修（基礎・応用編）

介護ロボット導入時伴走型フォローアップ支援

ノーリフティングケアモデル施設認定

ひょうごノーリフティングケア地域研修

出前セミナー

など

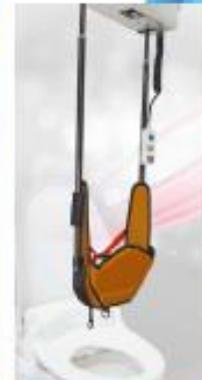


③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターの主な取組 ①

(令和6年1月末時点)

相談対応	介護ロボットの導入を検討する事業者からの様々な相談に応じ、製品情報や機器の見学・体験、事例の紹介、導入補助金の情報提供などを実施	相談	94件
介護ロボットの展示	最新の介護ロボットや福祉用具約700点の見学と体験が可能な展示場を、センター1階に設置	見学 体験	2,156件 101件
介護ロボットの試用貸出	介護事業所からの相談内容を踏まえて、最適な機器を選定し、開発企業からの試用貸出の取り次ぎを行う	試用貸出	2件
開発企業からの相談対応	介護ロボット開発企業等からの様々な相談に対応し機器開発を支援 開発途中の試作機や完成後の機器に対し、専門的な視点で実証評価を行い、結果に基づき、機器開発に関する実践的・適切な助言・提案を実施	相談	60件

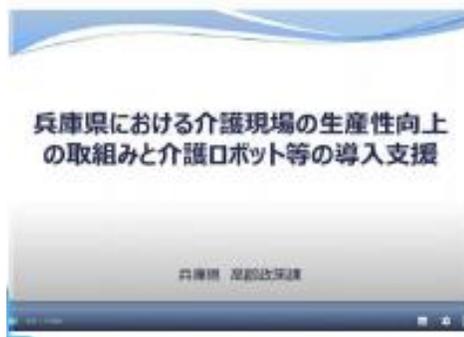


③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターの主な取組 ③

<介護ロボット導入支援研修>

基礎編	生産性向上の取組の必要性と介護ロボットの選定、導入手順や分野別の機器等の使用方法等の基本的な理解を進めるための動画研修を実施 ※令和4年度より、介護ロボット補助金の申請要件として必須受講	受講者 322事業所
応用編	施設課題に沿った介護ロボットの導入や効果的な運用ができる人材を育成するため、移乗・排泄・見守り支援分野の3分野について、補助金を活用し導入予定の機器を使用して、導入後を見据え、適切な機種、台数、運用方法等についての実技研修を実施	受講者 21事業所
伴走型フォローアップ支援	機器の導入を検討する施設に対し、現場が抱える生産性向上に関する課題について、介護ロボットや福祉用具の専門職員による課題分析、導入機器の選定、導入後の活用法の指導などの伴走型支援を実施	R5 実績なし (R4 3施設)



③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

ひょうごケア・アシスタント制度の推進

介護保険施設や訪問介護事業所で介護の周辺業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント制度」を推進

施設等の業務全般

介護周辺業務/身体介護(補助)業務

「ひょうごケア・アシスタント」が担当



ひょうごケア・アシスタント業務内容(一例)

- 介護周辺業務
部屋の清掃・食事の片付け・シーツの交換
利用者の話相手 など
- 身体介護(補助)業務
排泄・入浴・食事介助・有資格者(資格取得見込者)

専門的な介護業務

「介護職員」が担当



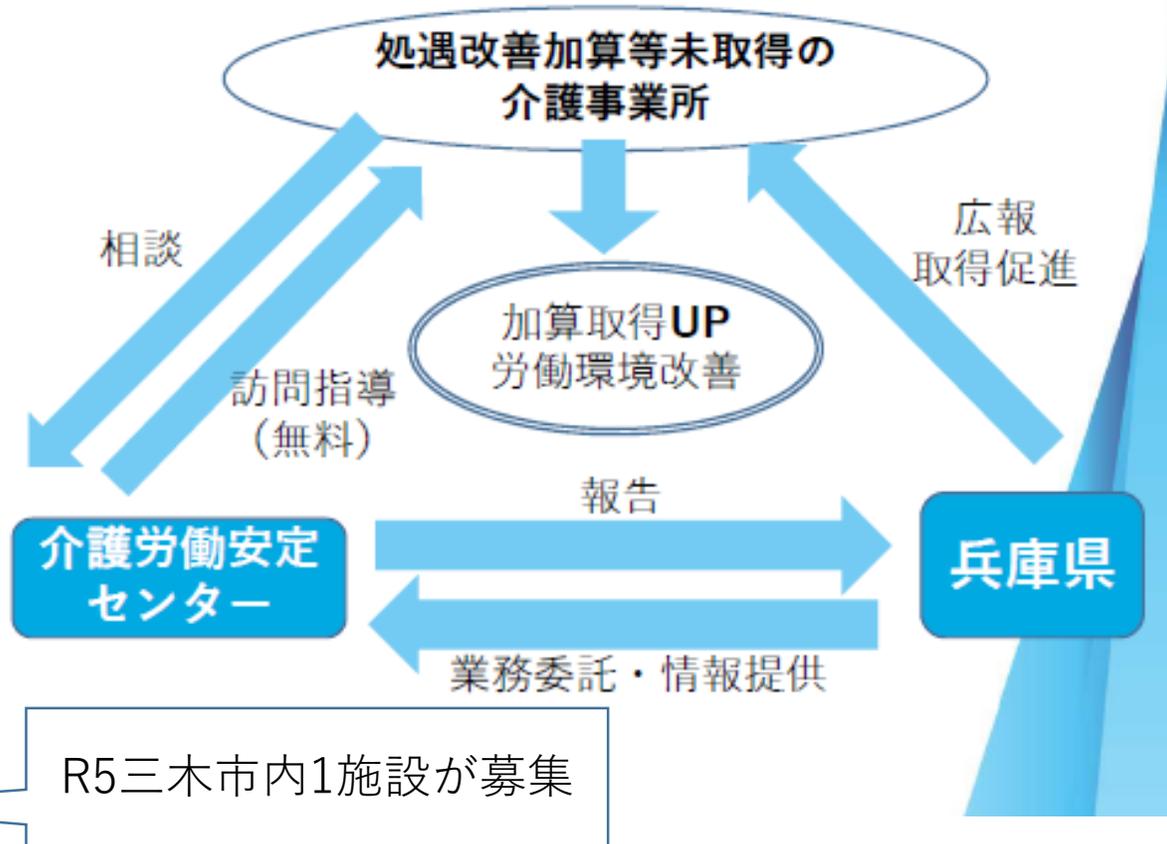
介護職員の業務内容

- 入浴介助
- 排泄介助
- 記録作成 など



処遇改善加算等の取得促進支援

賃金水準向上のためセミナーの開催や専門家による個別相談を行い、加算の新規取得や上位の加算へのランクアップを促進



③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

補助事業①介護ロボット等の導入支援

令和4年度から介護ロボット導入支援研修（基礎編）の受講を当該導入補助事業の申請要件として設定

①介護ロボット

事業内容	移乗リフト、見守りセンサー、コミュニケーションロボット、排泄支援ロボット等介護ロボットの導入経費の補助
補助対象事業所	介護保険法の指定を受けた介護サービス事業所・施設（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
補助率	3/4
補助上限額	1,000千円/台（移乗介助、入浴支援）、300千円/台（左記以外）

②見守りセンサー導入に伴う通信環境整備

事業内容	Wi-Fi整備工事、インカム導入経費、介護ロボットと介護記録ソフト等とのシステム連動にかかる経費等の補助
補助対象事業所	介護保険施設、特定施設入居者生活介護
補助率	3/4
補助上限額	7,500千円/施設

③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

補助事業②ICT機器等の導入支援

令和6年度から研修動画の受講を当該導入補助事業の申請要件として設定予定

事業内容	ICT機器等を活用して介護記録から請求業務までを一気通貫で行うことができるシステム（介護記録用スマホ・タブレット、介護記録ソフト等）の導入経費の補助
補助対象事業所	介護保険法の指定を受けた介護サービス事業所・施設（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
補助率	3/4
補助上限額	（職員数に応じて異なる） ・ 1～10人 1,000千円 ・ 11～20人 1,600千円 ・ 21～30人 2,000千円 ・ 31人以上 2,600千円

③兵庫県における介護現場の生産性向上の取組

ケアプランデータ連携システム

ケアプランデータ連携システムとは

- ・ 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やり取りされるケアプラン（予定・実績）をクラウド上でやり取りするシステム
- ・ 1事業所あたりのライセンス料は年間21,000円(消費税込み)

効果

- ・ 記載時間の削減
- ・ 転記誤りの削減
- ・ データ管理による文書量削減
- ・ 介護従事者の負担軽減



利用者の支援にかける時間増

介護のケアの質の向上

多くの事業所で利用されることでさらに効果が高まるため、本システムの利用について積極的に検討ください

(参考) ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト
<https://www.careplan-renkei-support.jp>



④介護保険事業者の各種届出について

三木市ホームページ▶介護保険課▶R4年度集団指導について▶資料5
に下記の資料を掲載しております。必ずご確認ください。

資料5

I 指定更新、変更届、廃止届等

(1) 指定更新申請

事業者指定の有効期間は6年で、指定事業者は、指定日(及び前回更新日)から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。指定事業者は指定更新予定日の1カ月前までに必要書類を提出して下さい。

(2) 変更届

変更があった日から10日以内に提出する必要があります。提出期日は遵守して下さい。また以下の変更がある場合は事前相談が必要です。

- ア 事業所の定員変更
- イ 事業所の区画変更
- ウ 事業所の移転

※運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更については、年に1回(毎年4月に変更あった場合のみ)の提出で構いません。

(3) 休止届、廃止届、再開届

休止日、廃止予定日の1カ月前までに届出を提出する必要があります。利用者がいる場合、他事業者と継続したサービス利用のために調整して下さい。事業を再開する場合は、再開の日から10日以内に届出が必要になります。

介護保険事業者の 各種届出について

